

議案第四七号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した現年発生単独災害復旧事業（農地、農業用施設、林道）に対する起債に対する起債については、地方自治法第七十九条第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第三項の規定によつて報告し承認を求めらる。

昭和三十七年八月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十七年八月十一日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



専決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする

記

一 起債金額 金 参 百 参 拾 万 円 也

一 起債目的 現年発生単独災害復旧事業費に充当するため（農地・農業用  
施設・林道）

一 利率 年 老 割 以 内

一 借入先 大 蔵 省 資 金 運 用 部

一 借入時期 昭 和 三 十 六 年 度

借入期日は借入先と協定するものとする

賦政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年

度に繰起して借入することが出来る

一 償還方法

借入先の貸付条件による

但し賦政の都合により繰上償還とし、又は償還年限を

短縮し若しくは低利債に借換えることが出来る

一償還賦源 稅收その他一般歳入

右地方自治法第七十九条第一項の規定により専決する。

昭和三十七年三月三十一日

三 朝 町 長 坂 出 雅 巳